

地方自治法第231条の2の3の規定に基づき、令和6年4月1日から令和7年1月31日まで、本市乗合自動車及び高速鉄道の定期券の旅客運賃に係る指定納付受託者を次のとおり指定したので、京都市交通局会計規程第9条の3の規定に基づき、公告します。

令和6年4月1日

京都市公営企業管理者
交通局長 北村 信幸

1 京都市交通局指定納付受託者の名称及び所在地

名称	住所
京銀カードサービス株式会社	京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町 731番地
三井住友カード株式会社	大阪府大阪市中央区今橋四丁目5番15号

2 京都市交通局指定納付受託者に委託する収納事務の種類

京都市乗合自動車及び高速鉄道の定期券の旅客運賃

3 京都市交通局指定納付受託者として指定する日

令和6年4月1日

4 京都市交通局指定納付受託者へ収納事務を委託する日

令和6年4月1日

(交通局企画総務部企画調査課)